

# 住宅用火災警報器の設置場所

## <住宅用火災警報器の設置が義務となる建物>

### ①戸建て住宅 ②共同住宅 ③店舗付住宅等の住宅部分

※ ②、③で、自動火災報知設備、スプリンクラーのいずれかが設置されている場合は、住宅用火災警報器の設置は必要ありません。

※ 共同住宅、店舗付住宅等の住宅部分は、戸建て住宅の設置場所と同じとして考えてください。

## <設置場所>

**寝室** (こども部屋等就寝に使用する室を含みます。)

**階段** (条件があります。)

※ **台所**は、筑紫野市、太宰府市では設置の義務はありませんが、設置を推奨しています。

多数パターンを、イラストで紹介していますので、下記を参考にしてください。



※上記以外のパターンもありますので、詳しくはお問い合わせください。

## ＜2階建て戸建住宅の場合＞

※ 赤マル印がある場所に設置。また、青マル印の台所には、筑紫野市、太宰府市では設置の義務はありませんが、設置をおすすめしています。



1階に寝室が1室の場合  
寝室に設置



2階に寝室が1室の場合  
寝室と2階の階段部分に  
設置



2階に寝室が1室の場合  
で、2階から直接地上へ  
出られる場合  
寝室に設置



1階、2階に寝室が各1  
室の場合  
1階、2階の寝室と2階  
の階段部分に設置



## ＜3階建て戸建住宅の場合＞

※ 赤マル印がある場所に設置。また、青マル印の台所には、筑紫野市、太宰府市では設置の義務はありませんが、設置をおすすめしています。



**3階に寝室が1室の場合  
寝室と1階、3階の階段  
部分に設置**



**1階に寝室が1室の場合  
寝室と3階の階段部分に  
設置**



**1階、2階に寝室が各1  
室の場合  
寝室と1階、2階の階段  
部分に設置**



**3階に寝室が1室の場合  
で2階から直接地上へ出  
られる場合  
寝室と3階の階段部分に  
設置**



**1階、2階に寝室が各1室の場  
合で、2階から直接地上へ出ら  
れる場合  
寝室と3階の階段部分に設置**

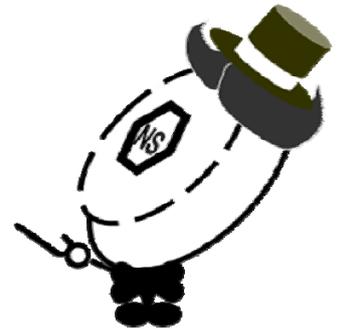


< 1つの階に7㎡以上の居室が5室以上ある戸建住宅の場合 >

※ 赤マル印がある場所に設置。また、青マル印の台所には、筑紫野市、太宰府市では設置の義務はありませんが、設置をおすすめしています。



1階に7㎡（4畳半）以上の居室（トイレ、洗面所、玄関を除く。）が5室以上あり、2階に寝室が1室の場合  
**寝室、2階の階段部分、1階の廊下に設置**



1階に7㎡（4畳半）以上の居室（トイレ、洗面所、玄関を除く。）が5室以上あり、1階、2階に寝室が各1室の場合  
**寝室と2階の階段部分に設置**  
※ 7㎡以上の居室が5室以上ある階に、寝室がある場合は、廊下に設置の必要はありません。

